

第16号議案

令和元年度安城市一般会計補正予算（第4号）について

令和元年度安城市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,355,086千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69,862,612千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第3条 法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第4条 法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 地方債補正」による。

令和2年3月4日提出

安城市長 神谷 学

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 市税		39,214,170	184,178	39,398,348
	5 市民税	17,185,000	△140,000	17,045,000
	10 固定資産税	17,878,000	271,178	18,149,178
	15 軽自動車税	383,000	29,000	412,000
	20 市たばこ税	1,300,000	20,000	1,320,000
	30 都市計画税	2,467,000	4,000	2,471,000
10 地方譲与税		507,000	0	507,000
	10 自動車重量譲与税	350,000	20,000	370,000
	20 地方揮発油譲与税	150,000	△20,000	130,000
15 利子割交付金		40,000	△10,000	30,000
	5 利子割交付金	40,000	△10,000	30,000
20 配当割交付金		150,000	40,000	190,000
	5 配当割交付金	150,000	40,000	190,000
30 地方消費税交付金		3,400,000	50,000	3,450,000
	5 地方消費税交付金	3,400,000	50,000	3,450,000
35 自動車取得税交付金		140,000	11,000	151,000
	5 自動車取得税交付金	140,000	11,000	151,000
36 環境性能割交付金		60,000	△5,000	55,000
	5 環境性能割交付金	60,000	△5,000	55,000
40 地方特例交付金		479,410	63,821	543,231
	5 地方特例交付金	160,000	63,821	223,821
50 交通安全対策特別交付金		30,000	△2,000	28,000
	5 交通安全対策特別交付金	30,000	△2,000	28,000
60 使用料及び手数料		914,128	41,512	955,640
	5 使用料	556,956	21,422	578,378

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	10 手数料	357,172	20,090	377,262
65 国庫支出金		8,678,676	△296,760	8,381,916
	5 国庫負担金	5,955,816	81,509	6,037,325
	10 国庫補助金	2,693,958	△378,244	2,315,714
	15 委託金	28,902	△25	28,877
70 県支出金		4,047,571	△206,565	3,841,006
	5 県負担金	2,075,343	16,517	2,091,860
	10 県補助金	1,509,808	△183,772	1,326,036
	15 委託金	455,057	△39,310	415,747
75 財産収入		139,067	104,037	243,104
	5 財産運用収入	67,855	73,537	141,392
	10 財産売払収入	71,212	30,500	101,712
80 寄附金		73,597	884	74,481
	5 寄附金	73,597	884	74,481
85 繰入金		4,015,744	△2,050,000	1,965,744
	10 基金繰入金	4,015,743	△2,050,000	1,965,743
90 繰越金		2,405,221	1,311,598	3,716,819
	5 繰越金	2,405,221	1,311,598	3,716,819
95 諸収入		2,988,852	38,209	3,027,061
	10 市預金利子	400	2,640	3,040
	25 雑入	2,735,408	35,569	2,770,977
99 市債		3,209,000	△630,000	2,579,000
	5 市債	3,209,000	△630,000	2,579,000
歳 入 合 計		71,217,698	△1,355,086	69,862,612

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 議会費		413,442	△16,700	396,742
	5 議会費	413,442	△16,700	396,742
10 総務費		6,229,839	1,625,960	7,855,799
	5 総務管理費	4,864,643	1,717,491	6,582,134
	10 徴税費	614,042	△15,700	598,342
	15 戸籍住民基本台帳費	425,807	5,888	431,695
	20 選挙費	265,926	△81,719	184,207
	25 統計調査費	15,585	△600	14,985
	30 監査委員費	43,836	600	44,436
15 民生費		25,071,574	△704,106	24,367,468
	5 社会福祉費	11,293,637	83,213	11,376,850
	10 児童福祉費	12,298,853	△784,819	11,514,034
	15 生活保護費	1,477,584	△2,500	1,475,084
20 衛生費		6,370,460	△150,740	6,219,720
	5 保健衛生費	2,746,258	△203,200	2,543,058
	10 環境費	3,412,695	93,410	3,506,105
	15 水道事業費	211,507	△40,950	170,557
25 労働費		82,685	△5,900	76,785
	5 労働諸費	82,685	△5,900	76,785
30 農林水産業費		1,407,462	△140,248	1,267,214
	5 農業費	1,407,462	△140,248	1,267,214
35 商工費		2,184,605	△330,300	1,854,305
	5 商工費	2,184,605	△330,300	1,854,305
40 土木費		11,619,373	△864,277	10,755,096
	5 土木管理費	334,704	△12,400	322,304
	10 道路橋りょう費	2,689,199	△375,600	2,313,599
	15 河川費	421,395	12,300	433,695

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	20 都市計画費	5,901,714	△342,752	5,558,962
	25 下水道事業費	1,856,542	△109,625	1,746,917
	30 住宅費	415,819	△36,200	379,619
45 消防費		2,181,896	△86,860	2,095,036
	5 消防費	2,181,896	△86,860	2,095,036
50 教育費		12,510,660	△660,478	11,850,182
	5 教育総務費	1,474,732	△197,959	1,276,773
	10 小学校費	1,390,298	△92,700	1,297,598
	15 中学校費	1,167,673	△100,800	1,066,873
	20 幼稚園費	475,012	△12,000	463,012
	25 社会教育費	2,274,656	△73,462	2,201,194
	30 保健体育費	5,728,289	△183,557	5,544,732
60 公債費		3,018,767	3,563	3,022,330
	5 公債費	3,018,767	3,563	3,022,330
65 諸支出金		26,935	△25,000	1,935
	5 普通財産取得費	26,935	△25,000	1,935
歳 出 合 計		71,217,698	△1,355,086	69,862,612

第2表 継続費補正

変 更

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
50 教育費	30 保健体育費	レジャープール改修事業	千円 555,000	平成30年度	千円 222,000	千円 535,664	平成30年度	千円 222,000
				令和元年度	333,000		令和元年度	313,664
50 教育費	30 保健体育費	スポーツセンター改修事業	1,170,000	令和元年度	468,000	1,042,800	令和元年度	417,120
				令和2年度	702,000		令和2年度	625,680

第3表 繰越明許費補正

追 加

款	項	事業名	金額
			千円
15 民生費	10 児童福祉費	保育園園路整備事業	13,000
30 農林水産業費	5 農業費	土地改良施設改修事業	9,000
		土地改良推進事業	5,500
40 土木費	10 道路橋りょう費	道路施設管理事業	36,500
		橋りょう維持管理事業	20,000
		道路新設改良事業	320,575
		交通安全施設整備事業	54,659
		橋りょう新設改良事業	79,940
	15 河川費	河川維持管理事業	66,000
		河川新設改良事業	138,320
	20 都市計画費	社会資本整備促進事業	14,600
		交通結節点整備促進事業	366,600
		土地区画整理事業	54,807
南明治第一土地区画整理事業		237,000	
住宅市街地総合整備事業		51,000	
45 消防費	5 消防費	災害用マンホールトイレ設置事業	16,500

第4表 地方債補正

変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円		%		千円		%	
保育園改修事業	144,000	普通貸借 又は 証券発行	4.0以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金について、利率の見直しを行った後においては、当該利率見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	104,000	左に同じ	左に同じ	左に同じ
緑箕輪2号線道路整備事業	50,000				27,000			
里荒畑5号線道路整備事業	89,000				54,000			
夜這池西山線他道路整備事業	31,000				26,000			
東端城ヶ入線交差点改良事業	28,000				27,000			
橋りょう新設改良事業	35,000				0			
勢井前第一排水区内水対策事業	58,000				39,000			
安城桜井駅周辺特定土地区画整理事業	506,000				327,000			
南明治第一土地区画整理事業	637,000				403,000			
住宅市街地総合整備事業	118,000				116,000			
小学校校舎改修事業	126,000				111,000			
中学校校舎改修事業	240,000				198,000			

第17号議案

令和元年度安城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について

令和元年度安城市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9,643千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14,167,037千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年3月4日提出

安城市長 神谷 学

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 国民健康保険税		3,450,780	20,716	3,471,496
	5 国民健康保険税	3,450,780	20,716	3,471,496
35 財産収入		25	657	682
	5 財産運用収入	25	657	682
40 繰入金		1,226,967	△31,016	1,195,951
	5 他会計繰入金	1,226,967	△31,016	1,195,951
歳 入 合 計		14,176,680	△9,643	14,167,037

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
5 総務費		214,548	△10,300	204,248
	5 総務管理費	191,738	△10,300	181,438
23 国民健康保険事業費納付金		4,673,600	0	4,673,600
	5 医療給付費分	3,244,700	0	3,244,700
	10 後期高齢者支援金等分	1,072,600	0	1,072,600
	15 介護納付金分	356,300	0	356,300
30 基金積立金		25	657	682
	5 基金積立金	25	657	682
歳 出 合 計		14,176,680	△9,643	14,167,037

第18号議案

令和元年度安城市有料駐車場事業特別会計補正予算（第1号）について

令和元年度安城市の有料駐車場事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ212千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ243,212千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年3月4日提出

安城市長 神谷 学

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
12 財産収入		4	212	216
	5 財産運用収入	4	212	216
歳 入 合 計		243,000	212	243,212

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
5 有料駐車場費		243,000	212	243,212
	5 駐車場費	220,397	212	220,609
歳 出 合 計		243,000	212	243,212

第19号議案

令和元年度安城市安城桜井駅周辺特定土地区画整理事業特別会計補正
予算（第3号）について

令和元年度安城市の安城桜井駅周辺特定土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ189,200千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,090,800千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費補正」による。

令和2年3月4日提出

安城市長 神谷 学

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 事業収入		766,550	△120,000	646,550
	5 保留地処分金	766,550	△120,000	646,550
15 国庫支出金		652,395	24,340	676,735
	10 国庫補助金	652,395	24,340	676,735
20 県支出金		16,717	△5,309	11,408
	5 県負担金	16,717	△5,309	11,408
30 繰入金		842,437	△94,446	747,991
	5 一般会計繰入金	692,489	△202,372	490,117
	10 基金繰入金	149,948	107,926	257,874
35 繰越金		1	6,215	6,216
	5 繰越金	1	6,215	6,216
歳 入 合 計		2,280,000	△189,200	2,090,800

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
5 安城桜井駅周辺特定土 地区画整理費		2,280,000	△189,200	2,090,800
	5 土地地区画整理費	2,070,431	△189,200	1,881,231
歳 出 合 計		2,280,000	△189,200	2,090,800

第2表 繰越明許費補正

追 加

款	項	事業名	金額
5 安城桜井駅周辺 特定土地区画整 理費	5 土地区画整理費	土地区画整理事業	千円 280,000

第20号議案

令和元年度安城市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について

令和元年度安城市の介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ72,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,523,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年3月4日提出

安城市長 神谷 学

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 保険料		2,632,201	38,699	2,670,900
	5 介護保険料	2,632,201	38,699	2,670,900
15 国庫支出金		2,030,247	△2,871	2,027,376
	5 国庫負担金	1,747,468	△10,001	1,737,467
	10 国庫補助金	282,779	7,130	289,909
20 支払基金交付金		2,642,236	△165,956	2,476,280
	5 支払基金交付金	2,642,236	△165,956	2,476,280
25 県支出金		1,434,468	△66,365	1,368,103
	5 県負担金	1,331,768	△70,760	1,261,008
	10 県補助金	101,700	4,395	106,095
30 財産収入		24	1,048	1,072
	5 財産運用収入	24	1,048	1,072
35 繰入金		1,698,154	△27,171	1,670,983
	5 一般会計繰入金	1,647,918	9,272	1,657,190
	10 基金繰入金	50,236	△36,443	13,793
40 繰越金		13,616	294,616	308,232
	5 繰越金	13,616	294,616	308,232
歳 入 合 計		10,451,000	72,000	10,523,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 総務費		271,053	△12,000	259,053
	5 総務管理費	161,927	△8,000	153,927
	15 介護認定審査会費	92,886	△4,000	88,886
10 保険給付費		9,474,576	7,000	9,481,576
	5 介護サービス等諸費	8,682,000	△9,000	8,673,000
	10 介護予防サービス等諸費	314,000	△3,000	311,000
	15 その他諸費	8,076	△1,000	7,076
	20 高額介護サービス等費	212,500	20,000	232,500
	23 高額医療合算介護サービス等費	37,500	0	37,500
	25 特定入所者介護サービス等費	220,500	0	220,500
15 地域支援事業費		699,432	△1,000	698,432
	5 介護予防・生活支援サービス事業費	257,092	7,000	264,092
	10 一般介護予防事業費	53,852	△5,000	48,852
	15 包括的支援事業費・任意事業費	387,944	△3,000	384,944
	20 その他諸費	544	0	544
25 基金積立金		24	1,048	1,072
	5 基金積立金	24	1,048	1,072
35 諸支出金		5,915	76,952	82,867
	5 償還金及び還付加算金	5,915	76,952	82,867
歳 出 合 計		10,451,000	72,000	10,523,000

第21号議案

令和元年度安城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

令和元年度安城市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ57,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,084,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年3月4日提出

安城市長 神谷 学

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 後期高齢者医療保険料		1,770,400	63,389	1,833,789
	5 後期高齢者医療保険料	1,770,400	63,389	1,833,789
10 繰入金		242,018	△4,785	237,233
	5 一般会計繰入金	242,018	△4,785	237,233
15 繰越金		9,500	△83	9,417
	5 繰越金	9,500	△83	9,417
20 諸収入		5,082	△1,521	3,561
	5 延滞金、加算金及び過料	1	479	480
	10 償還金及び還付加算金	5,080	△2,000	3,080
歳 入 合 計		2,027,000	57,000	2,084,000

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
5 総務費		8,026	△1,000	7,026
	5 徴収費	8,026	△1,000	7,026
10 後期高齢者医療広域連 合納付金		2,013,893	60,000	2,073,893
	5 後期高齢者医療広域連 合納付金	2,013,893	60,000	2,073,893
15 諸支出金		5,081	△2,000	3,081
	5 償還金及び還付加算金	5,080	△2,000	3,080
歳 出 合 計		2,027,000	57,000	2,084,000

第22号議案

令和元年度安城市水道事業会計補正予算（第1号）について

（総則）

第1条 令和元年度安城市の水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和元年度安城市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	既決予定額	補正予定額	計
（4）主要な建設改良事業			
水道施設拡張工事	844,739千円	△2,200千円	842,539千円
配水管布設等工事	813,667千円	△104,465千円	709,202千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 水道事業収益	3,284,000千円	8,400千円	3,292,400千円
第10項 営業収益	3,022,496千円	4,339千円	3,026,835千円
第20項 営業外収益	261,502千円	4,061千円	265,563千円

支 出

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第2款 水道事業費用	3,202,000千円	△119,400千円	3,082,600千円
第10項 営業費用	3,133,343千円	△119,400千円	3,013,943千円

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条括弧書を「（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1,786,300千円は、減債積立金100,000千円、建設改良積立金100,000千円、過年度分損益勘定留保資金1,430,300千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額156,000千円で補填するものとする。）」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第3款 資本的収入	530,000千円	△111,800千円	418,200千円
第20項 一般会計出資金	205,038千円	△41,000千円	164,038千円
第40項 工事負担金	262,603千円	△70,800千円	191,803千円

支 出

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第4款 資本的支出	2,754,000千円	△549,500千円	2,204,500千円
第10項 建設改良費	2,249,937千円	△149,500千円	2,100,437千円
第20項 投 資	400,000千円	△400,000千円	0円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第7条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

科 目	既決予定額	補正予定額	計
(1) 職員給与費	307,852千円	6,775千円	314,627千円

令和2年3月4日提出

安城市長 神 谷 学

第23号議案

令和元年度安城市下水道事業会計補正予算（第2号）について

（総則）

第1条 令和元年度安城市の下水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和元年度安城市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	既決予定	補正予定	計
(2) 年間総処理水量	15,415,000 m ³	△200,000 m ³	15,215,000 m ³
(4) 主要な建設改良事業			
流域下水道建設費負担金	81,747千円	2,200千円	83,947千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 下水道事業収益	3,199,000千円	△17,400千円	3,181,600千円
第10項 営業収益	1,637,775千円	△35,100千円	1,602,675千円
第20項 営業外収益	1,561,222千円	△108,125千円	1,453,097千円
第30項 特別利益	3千円	125,825千円	125,828千円

支 出

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第2款 下水道事業費用	3,148,000千円	△25,000千円	3,123,000千円
第10項 営業費用	2,754,436千円	△15,000千円	2,739,436千円
第20項 営業外費用	371,788千円	△10,000千円	361,788千円

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条括弧書を「（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1,299,300千円は、当年度分損益勘定留保資金1,221,896千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額77,404千円で補填するものとする。）」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正す

る。

収 入

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第3款 資本的収入	1,769,000千円	△47,900千円	1,721,100千円
第10項 企 業 債	576,500千円	△35,600千円	540,900千円
第20項 一般会計出資金	512,345千円	209,117千円	721,462千円
第30項 工事負担金	11,652千円	△9,500千円	2,152千円
第40項 受益者負担金	84,686千円	21,300千円	105,986千円
第50項 国 県 支 出 金	369,500千円	△18,900千円	350,600千円
第55項 一般会計負担金	214,317千円	△214,317千円	0円

支 出

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第4款 資本的支出	3,058,000千円	△37,600千円	3,020,400千円
第10項 建設改良費	1,554,683千円	△37,600千円	1,517,083千円

(企業債)

第5条 予算第6条に定めた企業債の限度額を次のとおり補正する。

起債の目的	既決予定額	補正予定額	計
公共下水道事業	494,900千円	△35,600千円	459,300千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 予算第9条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

科 目	既決予定額	補正予定額	計
(1) 職員給与費	185,400千円	1,400千円	186,800千円

令和2年3月4日提出

安城市長 神 谷 学